

第141号議案

豊岡市総合計画条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市総合計画条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年12月 2 日提出

豊岡市長 中 貞 宗 治

(理由)

総合計画の基本的な構成、枠組み等を改めるため。

豊岡市総合計画条例の一部を改正する条例

豊岡市総合計画条例(平成23年豊岡市条例第26号)の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

豊岡市基本構想及び市政経営方針に関する条例

第1条中「市政全分野における総合的かつ計画的な運営を図るため、総合計画」を「目指すまちの姿を市民等と共有し、協働してまちづくりを進めるため、基本構想」に改め、同条に次の1項を加える。

2 市長は、基本構想に基づく戦略的な市政経営を行うため、市政経営方針を策定する。

第2条各号を次のように改める。

- (1) 基本構想 まちの将来像並びにその実現のための重点的な課題及び取組の方向を示す指針をいう。
- (2) 市政経営方針 基本構想に定めたまちの将来像を実現するための重点的な政策及びその戦略的な進め方を示す方針をいう。
- (3) 市民等 市内に住所を有する者及び市内で働き又は学ぶ者並びに市内において事業活動その他の活動を行う者又は団体をいう。

第3条を次のように改める。

(計画期間)

第3条 基本構想の計画期間は12年とし、市政経営方針の計画期間は4年とする。

第5条中「市は、基本構想及び基本計画」を「市長は、基本構想」に改める。

第6条中「基本構想及び基本計画の」を「市長は、基本構想を」に、「を行う」を「する」に改める。

第7条中「総合計画」を「市長は、基本構想又は市政経営方針」に、「する」を「するものとする」に改め、同条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

(施策体系)

第7条 市長は、市政が総合的に推進されるべきものであることを踏まえ、市政経営方針に掲げる重点的な政策のほか、市政全分野の施策体系を明らかにするものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に策定されている総合計画に関しては、この条例による

改正後の豊岡市基本構想及び市政経営方針に関する条例の規定は適用せず、この条例による改正前の豊岡市総合計画条例の規定は、なおその効力を有する。

(豊岡市議会基本条例の一部改正)

- 3 豊岡市議会基本条例（平成24年豊岡市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第7条第4号中「豊岡市総合計画」を「基本構想及び市政経営方針」に改める。
(経過措置)

- 4 この条例の施行の際現に策定されている総合計画に関しては、前項の規定による改正後の豊岡市議会基本条例第7条第4号の規定は適用せず、前項の規定による改正前の豊岡市議会基本条例第7条第4号の規定は、なおその効力を有する。

豊岡市総合計画条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

- (1) 全体の構成要素を基本構想、基本計画及び実施計画から基本構想及び市政経営方針に改めること。(題名、第1条、第5条、第6条、第8条関係)
- (2) 基本構想及び市政経営方針の定義を定めること。(第2条関係)
- (3) 基本構想の計画期間は12年とし、市政経営方針の計画期間は4年とすること。(第3条関係)
- (4) 市長は、市政経営方針に掲げる重点的な政策のほか、市政全分野の施策体系を明らかにするものとすること。(第7条関係)

2 附則

- (1) この条例は、平成29年1月1日から施行すること。(附則第1項関係)
- (2) 現総合計画に関しては、改正前の豊岡市総合計画条例及び豊岡市議会基本条例の規定は、なおその効力を有すること。(附則第2項、第4項関係)
- (3) この条例の施行に伴い、豊岡市議会基本条例について所要の規定の整理を行うこと。(附則第3項関係)

豊岡市総合計画条例新旧対照表

	現行	改正後(案)
豊岡市総合計画条例		豊岡市基本構想及び市政経営方針に関する条例
(策定)		<p>(策定)</p> <p>第1条 市は、<u>市政全分野における総合的かつ計画的な運営を図るため、総合計画</u>を策定する。</p> <p>2 市長は、<u>基本構想に基づく戦略的な市政経営を行いうため、市政経営方針</u>を策定する。</p>

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- (1) 総合計画 基本構想、基本計画及び実施計画を総称する。
 - (2) 基本構想 まちの将来像等を定め、その実現に向けて市民等と行政が連携、協力して総合的かつ計画的にまちづくりを推進するための基本的な取組みを示したもので、市が策定するあらゆる計画の基本となる指針をいう。
 - (3) 基本計画 基本構想に定めたまちの将来像等を具体化する政策及び施策の基本的方向を総合的かつ体系的に示した計画をいう。
 - (4) 実施計画 基本計画に基づき、市政全分野に係る事務事業にて具体的に定めた計画をいう。
 - (5) 市民等 市内に住所を有する者及び市内で働き又は学ぶ者並びに市内において事業活動その他の活動を行う者又は団体をいう。

<p>(計画期間)</p> <p><u>第3条 基本構想、基本計画及び実施計画の期間については、基本構想において定める。</u></p>	<p>(市民等の意見聴取)</p> <p><u>第5条 市は、基本構想及び基本計画を策定、変更又は廃止しようとするときは、市民等から意見を聴取しなければならない。</u></p>	<p>(議会の議決)</p> <p><u>第6条 基本構想及び基本計画の策定、変更又は廃止を行ふときは、議会の議決を経なければならない。</u></p>	<p>(市民等の意見聴取)</p> <p><u>第3条 基本構想の計画期間は12年とし、市政経営方針の計画期間は4年とする。</u></p>	<p>(議会の議決)</p> <p><u>第5条 市長は、基本構想を策定、変更又は廃止しようとするときは、市民等から意見を聴取しなければならない。</u></p>	<p>(施策体系)</p> <p><u>第6条 市長は、基本構想を策定、変更又は廃止するときは、議会の議決を経なければならぬ。</u></p>	<p>(公表)</p> <p><u>第7条 市長は、市政が総合的に推進されるべきものであることを踏まえ、市政経営方針に掲げる重点的な政策のほか、市政全分野の施策体系を明らかにするものとする。</u></p>
		<p>(公表)</p> <p><u>第7条 総合計画を策定、変更又は廃止したときは、その内容を公表する。</u></p>			<p>(公表)</p> <p><u>第8条 市長は、基本構想又は市政経営方針を策定、変更又は廃止したときは、その内容を公表するものとする。</u></p>	

豊岡市議会基本条例新旧対照表

	現行	改正後（案）
（議会に対する市長の政策等の説明） 第7条 議会は、市長が市政の重要な政策、計画等を提案するときは、次に掲げる事項について説明を求めるものとする。 (1)～(3) 略 (4) <u>豊岡市総合計画</u> _____との整合性 (5)～(6) 略	(議会に対する市長の政策等の説明) 第7条 議会は、市長が市政の重要な政策、計画等を提案するときは、次に掲げる事項について説明を求めるものとする。 (1)～(3) 略 (4) <u>基本構想及び市政経営方針</u> との整合性 (5)～(6) 略	

第142号議案

豊岡市立子ども自然村ミーティングセンターの設置及び管理に関する
条例を廃止する条例制定について

豊岡市立子ども自然村ミーティングセンターの設置及び管理に関する条例を廃止
する条例を次のように定める。

平成28年12月 2 日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

(理由)

子ども自然村ミーティングセンターを廃止するため。

豊岡市条例第 号

豊岡市立子ども自然村ミーティングセンターの設置及び管理に関する条例を
廃止する条例

豊岡市立子ども自然村ミーティングセンターの設置及び管理に関する条例（平成17年豊岡市条例第181号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成29年1月1日から施行する。

第143号議案

豊岡市市税条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年12月2日提出

豊岡市長 中貝宗治

(理由)

外国居住者等所得相互免除法の改正に伴い、特例適用利子等又は特例適用配当等に係る所得について、申告納付するものとするため。

豊岡市市税条例の一部を改正する条例

豊岡市市税条例（平成17年豊岡市条例第58号）の一部を次のように改正する。

附則第20条の2第1項中「同法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第2項第1号中「附則第20条の2第1項」を「附則第20条の3第1項」に改め、同項第2号中「、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項」に、「附則第20条の2第1項」を「附則第20条の3第1項」に改め、同項第3号中「附則第20条の2第1項」を「附則第20条の3第1項」に、「租税条約等実施特例法」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）」に、「特定給付補てん金等に係る雑所得等の金額」を「特定給付補填金等に係る雑所得等の金額」に改め、同項第4号中「附則第20条の2第1項」を「附則第20条の3第1項」に改め、同条第3項中「第33条及び」を「同条及び」に、「同法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第5項第1号中「附則第20条の2第3項」を「附則第20条の3第3項後段」に改め、同項第2号中「、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項」に、「附則第20条の2第3項」を「附則第20条の3第3項後段」に改め、「、第34条の9第1項中「第33条第4項」とあるのは「附則第20条の2第4項」と」を削り、同項第3号中「附則第20条の2第3項」を「附則第20条の3第3項後段」に、「租税条約等実施特例法」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）」に、「又は配当所得」を「若しくは配当所得」に改め、同項第4号中「附則第20条の2第3項」を「附則第20条の3第3項後段」に改め、同条第6項中「附則第20条の2第3項」を「附則第20条の3第3項前段」に改め、同条を附則第20条の3とし、附則第20条の次に次の1条を加える。

（特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例）

第20条の2 所得割の納稅義務者が支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第8条第2項に規定する特例適用利子等、外国居住者等所得相互免除法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第2項に規定する特例適用利子等については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第2項（外国居住者等所得相互免除法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用

利子等の額（以下この項において「特例適用利子等の額」という。）に対し、特例適用利子等の額（次項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第20条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」とする。
 - (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。
 - (3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第20条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第7条第10項（同法第11条第8項及び第15条第14項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象利子に係る利子所得の金額、同法第7条第12項（同法第11条第9項及び第15条第15項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象収益分配に係る配当所得の金額、同法第7条第16項（同法第11条第11項及び第15条第17項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同法第7条第18項（同法第11条第12項及び第15条第18項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象給付補填金等に係る雑所得等の金額」とする。
 - (4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。
- 3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等所得相互免除法第8条第4項に規定する特例適用配当等、外国居住者等所得相互免除法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第3項に規定する特例適用配当等（次項において「特例適用配当等」という。）については、第33

条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該特例適用配当等については、同条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第4項（外国居住者等所得相互免除法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この項において「特例適用配当等の額」という。）に対し、特例適用配当等の額（第5項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

- 4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものに限り、その時までに提出された第36条の3第1項に規定する確定申告書を含む。）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。
- 5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
 - (1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第20条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」とする。
 - (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。
 - (3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第20条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第7条第14項（同法第11条第10項及び第15条第16項において準用する場合を含む。）に規定する申告不要特定対象配当等に係る利子所得の金額若しくは配当所得の金額」とする。
 - (4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の2第3項後段に規定する特例適用配当

等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の豊岡市市税条例附則第20条の2の規定は、平成29年1月1日以後に支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等若しくは同法第16条第2項に規定する特例適用利子等又は同法第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等若しくは同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る個人の市民税について適用する。

豊岡市市税条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

外国居住者等所得相互免除法の改正に伴い、特例適用利子等又は特例適用配当等に係る所得について、申告納付するものとすること。(附則第20条の2関係)

2 附則

- (1) この条例は、平成29年1月1日から施行すること。(改正条例附則第1項関係)
- (2) この条例による改正後の条例の規定は、この条例の施行日以後に支払いを受けるべき特例適用利子等・特例適用配当等に係る個人市民税所得割について適用すること。(改正条例附則第2項関係)

現行	改正後（案）
附 則	附 則
第1条～第20条 略 (特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)	<p>第1条～第20条 略</p> <p>（特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例）</p> <p>第20条の2 所得割の納稅義務者が支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号。以下「<u>外国居住者等所得相互免除法</u>」という。）第8条第2項に規定する特例適用利子等、<u>外国居住者等所得相互免除法</u>第12条第5項に規定する特例適用利子等又は<u>外国居住者等所得相互免除法</u>第16条第2項に規定する特例適用利子等については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外國居住者等所得相互免除法第8条第2項（<u>外国居住者等所得相互免除法</u>第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この項において「<u>特例適用利子等の額</u>」といいう。）に対し、特例適用利子等の額（次項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。</p> <p>2 前項の規定がある場合には、次に定めるとこころによる。</p> <p>(1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「<u>総所得金額</u>」となるのは、「<u>総所得金額</u>、<u>附則第20条の2第1項に規定する特例適用利子等の額</u>」とする。</p>

- (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項及び第7条第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及びに附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及びに附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。
- (3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第20条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第14号）第7条第10項（同法第11条第8項及び第15条第14項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象利子に係る利子所得の金額、同法第7条第12項（同法第11条第9項及び第15条第15項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象収益分配に係る配当所得の金額、同法第7条第16項（同法第11条第11項及び第15条第17項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同法第7条第18項（同法第11条第12項及び第15条第18項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象給付補填金等に係る雑所得等の金額」とする。
- (4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金

額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の2第1項に規定する特例適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

3 所得割の納稅義務者が支払を受けるべき外国居住者等所得相互免除法第8条第4項に規定する特例適用配当等、外国居住者等所得相互免除法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第3項に規定する特例適用配当等（次項において「特例適用配当等」という。）については、第33条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該特例適用配当等については、同条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第4項（外国居住者等所得相互免除法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この項において「特例適用配当等の額」という。）に対し、特例適用配当等の額（第5項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限において市民税の納稅通知書が送達される時までに提出されたものに限り、その時点で提出された第36条の3第1項に規定する確定申告書を含む。）に前項後段の規定の適用を受けるとする旨の記載があるとき（これら申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市

長が認めるときはを含む。)に限り、適用する。

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第20条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」とする。
- (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とあるのは「所得割の額」で附則第20条の2第3項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。
- (3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第20条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第7条第14項（同法第11条第10項及び第15条第16項において準用する場合を含む。）に規定する申告不要特定対象配当等に係る利子所得の金額若しくは配当所得の金額」とする。
- (4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金

額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の2 所得割の納稅義務者が支払を受けるべき租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同項に規定する条約適用利子等の額（以下この項において「条約適用利子等の額」という。）に対し、条約適用利子等の額（次項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の5の税率から租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項に規定する限度税率（第3項において「限度税率」という。）を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率（当該納稅義務者が同条第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率）を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定のある場合には、次に定めるとこころによる。

- (1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第20条の2第1項に規定する条約適用利子等の額」とする。
- (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項の規

額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の2第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の3 所得割の納稅義務者が支払を受けるべき租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同項に規定する条約適用利子等の額（以下この項において「条約適用利子等の額」という。）に対し、条約適用利子等の額（次項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の5の税率から租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項に規定する限度税率（第3項において「限度税率」という。）を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率（当該納稅義務者が同条第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率）を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定のある場合には、次に定めるとこころによる。

- (1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第20条の3第1項に規定する条約適用利子等の額」とする。
- (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規

- 定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。
- (3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第20条の3第1項に規定する条約適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等実施特例法第3条の2第16項に規定する特定利子に係る利子所得の金額、同条第18項に規定する特定収益分配に係る配当所得の金額、同条第22項に規定する特定懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同条第24項に規定する特定給付補てん金等に係る雜所得等の金額」とする。
- (4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の2第1項に規定する条約適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。
- 3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等（次項において「条約適用配当等」という。）については、第33条第3項及び第4項の規定は

- 定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。
- (3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第20条の3第1項に規定する条約適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）第3条の2第16項に規定する特定利子に係る利子所得の金額、同条第18項に規定する特定収益分配に係る配当所得の金額、同条第22項に規定する特定懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同条第24項に規定する特定給付補填金等に係る雜所得等の金額」とする。
- (4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の3第1項に規定する条約適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。
- 3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等（次項において「条約適用配当等」という。）については、第33条第3項及び第4項の規定は

適用しない。この場合において、当該条約適用配当等については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額（以下この項において「条約適用配当等の額」といいう。）に対し、条約適用配当等の額（第5項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の5の税率から限度税率を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率（当該納税義務者が同法第3条の2の2第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率）を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

4 略

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第20条の2第3項に規定する条約適用配当等の額」とする。
- (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額及び附則第20条の2第3項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第3項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項の規定による市民税の所得割の額」である。

適用しない。この場合において、当該条約適用配当等については、同条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額（以下この項において「条約適用配当等の額」という。）に対し、条約適用配当等の額（第5項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の5の税率から限度税率を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率（当該納税義務者が同法第3条の2の2第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率）を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

4 略

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるとこころによる。

- (1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第20条の3第3項後段に規定する条約適用配当等の額」とする。
- (2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の3第3項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項の規定による市民税の所得割の額」である。

第20条の2第3項 の規定による市民税の所得割の額の合計額」と、第34条の9第1項中「第33条第4項」とあるのは「附則第20条の2第4項」とする。

(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第20条の2第3項」に規定する条約適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等実施特例法

第3条の2第20項に規定する申告不要特定配当等に係る利子所得の金額又は配当所得の金額」とする。

(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の2第3項」に規定する条約適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第3項」の規定による市民税の所得割の額」とする。

6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定がある場合(第3項後段の規定の適用がある場合を除く。)における第34条の9の規定については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第20条の2第3項」に規定する条約適用配当等(以下「条約適用配当等」という。)に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。)にこの項の規定の適用を受ける旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合(これら

第20条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第20条の3第3項後段に規定する条約適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号)第3条の2第20項に規定する申告不要特定配当等に係る利子所得の金額若しくは配当所得の金額」とする。

(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の3第3項後段に規定する条約適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定がある場合(第3項後段の規定の適用がある場合を除く。)における第34条の9の規定については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第20条の3第3項前段に規定する条約適用配当等(以下「条約適用配当等」という。)に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後に提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。)にこの項の規定の適用を受ける旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合(これら

の申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）であつて、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」といいう。）第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第33条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。

の申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）であつて、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」といいう。）第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第33条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。

第144号議案

豊岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年12月 2 日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

(理由)

外国居住者等所得相互免除法の改正に伴い、特例適用利子等又は特例適用配当等に係る所得を所得割の算定及び軽減判定に用いる総所得金額に含めるため。

豊岡市条例第 号

豊岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

豊岡市国民健康保険税条例（平成17年豊岡市条例第101号）の一部を次のように改正する。

附則第13項を附則第15項とし、附則第12項を附則第14項とし、附則第11項の次に次の2項を加える。

（特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）

12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第21条において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（）と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第21条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

（特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第21条において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）とあるのは「山林所得金額並びに特例適

用配当等の額の合計額（」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第21条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の豊岡市国民健康保険税条例附則第12項及び第13項の規定は、この条例の施行の日以後に支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等若しくは同法第16条第2項に規定する特例適用利子等又は同法第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等若しくは同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る国民健康保険税について適用する。

豊岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

外国居住者等所得相互免除法の改正に伴い、特例適用利子等又は特例適用配当等に係る所得を所得割の算定及び軽減判定に用いる総所得金額に含めること。(附則第12項、第13項関係)

2 附則

- (1) この条例は、平成29年1月1日から施行すること。(改正条例附則第1項関係)
- (2) この条例による改正後の条例の規定は、この条例の施行日以後に支払いを受けるべき特例適用利子等又は特例適用配当等に係る国民健康保険税について適用すること。(改正条例附則第2項関係)

		現行	改正後（案）
	附 則	附 則	附 則
	1～11 略	1～11 略	(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)
12	世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第21条において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（）と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第21条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。		
			(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)
13	世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定		

同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第21条において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（）と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第21条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。	(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)
12 略	(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)
13 略	(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)
14 略	(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)
15 略	(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第145号議案

豊岡市立加陽水辺公園の設置及び管理に関する条例制定について

豊岡市立加陽水辺公園の設置及び管理に関する条例を次のように定める。

平成28年12月 2 日提出

豊岡市長 中 貞 宗 治

(理由)

豊岡市立加陽水辺公園の設置及び管理に関する事項を定めるため。

豊岡市条例第 号

豊岡市立加陽水辺公園の設置及び管理に関する条例

(設置)

第1条 住民が、コウノトリも住める豊かな水辺環境を親しみ憩い、人と自然との共生及び自然再生について学び感じる拠点を創出し、もって地域の活性化に寄与するため、豊岡市立加陽水辺公園（以下「公園」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 公園の施設の名称及び位置は、次の表のとおりとする。

名称	位置
湿地ふれあい広場	豊岡市加陽1717番地
交流館	豊岡市加陽582番地

(事業)

第3条 公園は、第1条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 自然再生の推進に関すること。
- (2) コウノトリ野生復帰についての普及啓発に関すること。
- (3) 環境学習の推進に関すること。
- (4) 地域活性化活動の支援に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、第1条に規定する目的を達成するために必要な事業

2 市長は、公園を前項の事業の実施に支障のない限りにおいて、その目的以外の目的のために使用させることができる。

(休園日)

第4条 公園の休園日は、次に掲げる日とする。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、休園日を変更し、又は臨時の休園日を定めることができる。

- (1) 火曜日。ただし、火曜日が国民の祝日に当たるときは、その翌日（当該翌日が当該休日に当たるときは、その翌々日）とする。
- (2) 12月28日から翌年の1月4日まで

(開園時間)

第5条 公園の開園時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、その時間を変更することができる。

(使用の許可)

第6条 公園の施設（別表に掲げる施設に限る。）を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可に公園の管理上必要な条件を付し、又はこれを変更することができる。

(許可の基準)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可をしてはならない。

- (1) 公園の使用が公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 公園の使用が公園の建物、器具、備品等（以下「建物等」という。）を汚損し、損傷し、又は滅失させるおそれがあると認めるとき。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他反社会的団体又はそれらの構成員が使用すると認めるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長がその使用を不適当であると認めるとき。

2 市長は、公園の管理上又は公益上支障があると認めるときは、前条第1項の許可をしないことができる。

(使用権の譲渡等の禁止)

第8条 第6条第1項の規定により公園の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、その権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(特別の設備の設置等)

第9条 使用者は、特別の設備若しくは器具を設置し、若しくは使用し、又は施設の現状を変更しようとするときは、市長の許可を受けなければならない。

2 第6条第2項及び第7条の規定は、前項の許可について準用する。

(許可の取消し等)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取り消し、又は施設の使用の制限をし、若しくは使用の停止を命ずることができる。

- (1) 使用者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく指示に違反したとき。
- (2) 使用者が許可された使用目的以外の目的に施設を使用したとき。
- (3) 使用者が許可に付した条件に違反したとき。
- (4) 使用者が詐欺その他不正の行為により許可を受けたとき。
- (5) 第7条第1項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

2 市長は、公園の管理上又は公益上やむを得ない必要が生じたときは、使用者に対し、前項に規定する処分をすることができる。

(使用料の徴収)

第11条 市長は、第6条第1項の許可をした公園の施設の使用につき、使用者から、別表に定める使用料を徴収する。

2 使用料は、施設の使用を許可するときに、一括して徴収するものとする。ただ

し、市長が特別の理由があると認めるときは、その納付すべき期限を別に指定することができる。

(使用料の減免)

第12条 市長は、公益上特に必要があると認めるときは、申請により、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第13条 既に納めた使用料は、還付しない。ただし、第10条第2項の規定により市長が公園の管理上又は公益上やむを得ない必要が生じたとして同条第1項に規定する処分をしたとき、その他市長が特別の理由があると認めるときは、申請により、その全部又は一部を還付することができる。

(入園の制限等)

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、公園への入園を拒絶し、又は公園からの退園を命ずることができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがある者
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれがある物品若しくは動物の類を携帯する者
- (3) 公園を汚損し、損傷し、又は滅失させるおそれがある者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、公園の管理上必要な指示に従わない者

(行為の禁止)

第15条 何人も、公園内において、公園の管理上支障がある行為をしてはならない。

(損害の賠償等)

第16条 公園を汚損し、損傷し、又は滅失させた者は、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、特別の事情があると認めるときは、その賠償額を減額し、又はこれを免除することができる。

(指定管理者による管理)

第17条 市長は、公園の管理運営上必要があると認めるときは、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に公園の管理を行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者に公園の管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第3条第1項各号に規定する事業に係る業務
- (2) 公園の使用及びその制限に関する業務
- (3) 公園の維持管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が定める業務

3 第1項の規定により指定管理者に公園の管理を行わせる場合において、第4条から第7条まで、第9条第1項、第10条及び第14条の規定の適用については、第

4条及び第5条中「市長は、特に必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者は、特に必要があると認めるときは市長の承認を得て」と、第6条、第7条、第9条第1項、第10条及び第14条中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

(利用料金)

第18条 前条第1項の規定により指定管理者に公園の管理を行わせる場合において、市長が適当と認めるときは、指定管理者に公園の使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者の収入として收受させることができる。

- 2 第11条から第13条までの規定にかかわらず、前項の規定により利用料金を指定管理者に收受させる場合においては、別表に掲げる施設の使用者は、同表に定める額の範囲内においてあらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定める額の利用料金を指定管理者に支払わなければならない。この場合において、指定管理者は、規則で定める場合のほか、市長の承認を得て定める基準に基づき、利用料金を減額し、若しくは免除し、又はその全部若しくは一部を還付することができる。
- 3 第1項の規定により利用料金を指定管理者に收受させる場合において、別表の規定の適用については、同表中「使用料」とあるのは、「利用料金の限度額」とする。
- 4 市長は、第2項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を告示するものとする。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

別表（第6条、第11条、第18条関係）

交流館

施設	使用料	
	午前9時から午後零時まで	午後1時から午後5時まで
多目的室	780円	780円
湯沸室	170円	170円
屋根付広場	290円	290円

備考

- 1 使用者が営利を目的として使用する場合の使用料は、この表に規定す

るそれぞれの額の2倍に相当する額とする。

- 2 冷暖房を使用する場合は、この表に規定するそれぞれの額の3割に相当する額を加算する。
- 3 使用料の計算において、算出した使用料の合計額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

豊岡市立加陽水辺公園の設置及び管理に関する条例案要綱

1 設置

住民が、コウノトリも住める豊かな水辺環境を親しみ憩い、人と自然との共生及び自然再生について学び感じる拠点を創出し、もって地域の活性化に寄与するため、豊岡市立加陽水辺公園（以下「公園」という。）を設置すること。（第1条関係）

2 名称及び位置

公園の施設の名称及び位置は、湿地ふれあい広場を豊岡市加陽1717番地、交流館を豊岡市加陽582番地とすること。（第2条関係）

3 事業

公園の事業は、自然再生の推進やコウノトリ野生復帰についての普及啓発等とすること。（第3条関係）

4 休園日

公園の休園日は、火曜日及び12月28日から翌年の1月4日までとすること。（第4条関係）

5 開園時間

公園の開園時間は、午前9時から午後5時までとすること。（第5条関係）

6 使用の許可

公園の交流館を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならないこと。（第6条、別表関係）

7 許可の基準

市長は、公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあるとき認める等は、使用の許可をしてはならないこと。（第7条関係）

8 使用権の譲渡等の禁止

公園の使用の許可を受けた者は、その権利を譲渡し、又は転貸してはならないこと。（第8条関係）

9 特別の設備の設置等

使用者は、公園に特別の設備や器具を設置しようとするとき等は、市長の許可を受けなければならないこと。（第9条関係）

10 許可の取消し等

市長は、使用者が条例に違反したとき等においては、許可の取消し等ができること。（第10条関係）

11 使用料の徴収

市長は、公園の交流館の使用者から、別表に定める使用料を徴収すること。（第11条、別表関係）

12 使用料の減免

市長は、公益上特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。 (第12条関係)

13 使用料の不還付

公園の管理上又は公益上やむを得ない必要等が生じたと認めるとき以外は、既に納めた使用料は還付しないこと。 (第13条関係)

14 入園の制限等

市長は、公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがある者等に対し、公園への入園を拒絶し、又は公園からの退園を命ずることができること。 (第14条関係)

15 行為の禁止

何人も、公園内において、公園の管理上支障がある行為をしてはならないこと。 (第15条関係)

16 損害の賠償等

公園を汚損等した者は、損害の賠償等をしなければならないこと。 (第16条関係)

17 指定管理者による管理

市長は、公園の管理運営上必要があると認めるときは、指定管理者に公園の管理を行わせることとし、その際に必要な規定の読み替え等について定めること。 (第17条関係)

18 利用料金

指定管理者に公園の管理を行わせる場合において、市長が適当と認めるときは、指定管理者に公園の使用に係る料金を指定管理者の収入として收受させることができることとし、その際に必要な規定の読み替え等について定めること。 (第18条関係)

19 委任

この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めること。 (第19条関係)

20 附則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行すること。

第146号議案

豊岡市當駐車場条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市當駐車場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年12月2日提出

豊岡市長 中貝宗治

(理由)

道路交通法施行規則の改正に伴い準中型自動車の区分を設けるとともに、城崎地域の駐車場について、終日の入退場を可能とし、料金の限度額等を定めるため。

豊岡市条例第 号

豊岡市営駐車場条例の一部を改正する条例

第1条 豊岡市営駐車場条例（平成17年豊岡市条例第148号）の一部を次のように改正する。

第4条第5号中「のうち中型自動車以外のもの」を削り、同号を同条第6号とし、同条第4号中「大型自動車のうち乗車定員が11人から29人までのもの」を「中型自動車」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

(4) 準中型自動車 道路交通法施行規則第2条の表に規定する準中型自動車を
いう。

別表第2 豊岡市営中央駐車場の項及び豊岡市営豊岡駅前駐車場の項中 「中型自
動車」を「準中型自動車」に改め、「大型自動車」を「中型自動車」に改め、同表豊岡市営出石西の丸駐車場出石鉄砲駐車
場の項中「中型及び大型自動車」を「中型自動車」に改める。

第2条 豊岡市営駐車場条例の一部を次のように改正する。

別表第2中「

豊岡市 営城崎 温泉駅 前駐車 場 城崎鴻 の湯駐 車場 城崎木 屋町駐 車場	午前7 時から 午後11 時30分 まで	普通自 動車	駐車料 金		30分ごとに100 円。ただし、 1時間未満は 無料とする。	
---	----------------------------------	-----------	----------	--	---	--

」を

豊岡市 営城崎	終日	普通自 動車	駐車料 金	(1) 30分ごと に100円。た	
------------	----	-----------	----------	----------------------	--

温泉駅 前駐車 場				だし、30分未 満は無料と する。
城崎鴻 の湯駐 車場				(2) 前号の規 定にかかわ らず、1日の 最高限度額 は2,000円と し、駐車時間 が1日を超 える場合の 駐車料金は、 1日を超 える利用時間 30分ごとに 100円を加算 する。
城崎木 屋町駐 車場				

」に改める。

附 則

(施行期日)

- この条例中第1条の規定は平成29年3月12日から、第2条の規定は同年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 第1条の規定による改正後の豊岡市営駐車場条例別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の入場に係る使用料について適用し、同日前の入場に係る使用料については、なお従前の例による。

豊岡市営駐車場条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

(1) 豊岡市営駐車場条例（第1条関係）

ア 道路交通法施行規則の改正に伴い、新たに準中型自動車を定義すること。

（第4条関係）

イ 中央駐車場、豊岡駅前駐車場、出石西の丸駐車場及び出石鉄砲町駐車場に、準中型自動車の区分を設けること。（別表第2関係）

(2) 豊岡市営駐車場条例（第2条関係）

城崎温泉駅前駐車場、城崎鴻の湯駐車場及び城崎木屋町駐車場の使用方法について、終日の入退場を可能とすること。また、料金が無料となる駐車時間を1時間未満から30分未満とするとともに、料金の1日の最高限度額を2,000円と設定すること。（別表第2関係）

2 附則

(1) この条例中第1条の規定は平成29年3月12日から、第2条の規定は同年4月1日から施行すること。（附則第1項関係）

(2) 第1条の規定による改正後の条例別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の入場に係る使用料について適用し、同日前の入場に係る使用料については、なお従前の例によること。（附則第2項関係）

豊岡市営駐車場条例新旧対照表（第1条関係）

	現行	改正後（案）																										
（定義）	第4条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1）～（3） 略	（定義） 第4条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1）～（3） 略 （4） 準中型自動車 道路交通安全法施行規則第2条の表に規定する準中型自動車をいう。																										
	（4） 中型自動車 道路交通安全法施行規則第2条の表に規定する大型自動車のうち乗車定員が11人から29人までのものをいう。 （5） 大型自動車 道路交通安全法施行規則第2条の表に規定する大型自動車のうち中型自動車以外のものをいう。	（5） 中型自動車 道路交通安全法施行規則第2条の表に規定する中型自動車をいう。 （6） 大型自動車 道路交通安全法施行規則第2条の表に規定する大型自動車をいう。																										
		<table border="1"> <caption>別表第2（第3条、第6条、第8条、第9条、第11条の2関係）</caption> <thead> <tr> <th rowspan="2">駐車場の名称</th> <th colspan="2">入退場時間</th> <th colspan="2">区分</th> <th rowspan="2">駐車料金の種類</th> <th rowspan="2">時間帯</th> <th rowspan="2">料金の種類</th> <th rowspan="2">摘要</th> <th rowspan="2">摘要 (指定管理者が管理する駐車場にあっては、利用料金の限度額)</th> <th rowspan="2">駐車料金額</th> </tr> <tr> <th>車両の種類</th> <th>料金の種類</th> <th>時間</th> <th>車両の種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>豊岡市営市役所北駐車場</td> <td>略</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	駐車場の名称	入退場時間		区分		駐車料金の種類	時間帯	料金の種類	摘要	摘要 (指定管理者が管理する駐車場にあっては、利用料金の限度額)	駐車料金額	車両の種類	料金の種類	時間	車両の種類	豊岡市営市役所北駐車場	略									
駐車場の名称	入退場時間			区分		駐車料金の種類	時間帯							料金の種類	摘要	摘要 (指定管理者が管理する駐車場にあっては、利用料金の限度額)	駐車料金額											
	車両の種類	料金の種類	時間	車両の種類																								
豊岡市営市役所北駐車場	略																											

豊岡市営 中央駐車場	午前7時から午後10時まで	普通自動車	駐車料金	(1) 30分ごとに100円。ただし、30分未満は無料とする。	(1) 30分ごとに100円。ただし、30分未満は無料とする。
					(2) 前号の規定にかかるらず、1日(24時間)を1日とする。以下の同じ。)の最高限度額は1,000円とし、駐車時間が1日を超える場合の駐車料金は、1日を超える利用時間30分ごとに100円を加算する。
豊岡市営 中央駐車場	午前7時から午後10時まで	普通自動車	駐車料金	(1) 30分ごとに200円。ただし、30分未満	定期駐車券
					定期駐車券
豊岡市営 中央駐車場	午前7時から午後10時まで	普通自動車	駐車料金	(1) 30分ごとに200円。ただし、30分未満	定期駐車券
					定期駐車券

動車	普通自動車	豊岡市當終日 豊岡駅前駐車場	駐車料金	(1) 30分ごとに 100円。ただし、30分未満 は無料とする。 (2) 前号の規定 にかかるわらず、1日の最高 限度額は1,000円。
大型自動車	普通自動車	豊岡市當終日 豊岡駅前駐車場	普通自動車 定期駐車券	1年以内 1月11,000円 1年以内 1月11,000円

円とし、駐車時間が1日を超える場合の駐車料金は、1日を超える利用時間30分ごとに100円を加算する。	定期駐車券	1月8,000円 1年以内	(1) 30分ごとに200円。ただし、30分未満は無料とする。 (2) 前号の規定にかかるらず、1日の最高限度額は2,000円とし、駐車時間が1日を超える場合の駐車料金は、1日を超える利用時間30分ごと
	中型自動車 大型自動車	駐車料金	30分ごとに200円。ただし、30分未満は無料とする。
	定期駐車券	1月8,000円 1年以内	(1) 30分ごとに200円。ただし、30分未満は無料とする。 (2) 前号の規定にかかるらず、1日の最高限度額は2,000円とし、駐車時間が1日を超える場合の駐車料金は、1日を超える利用時間30分ごと
円とし、駐車時間が1日を超える場合の駐車料金は、1日を超える利用時間30分ごとに100円を加算する。	定期駐車券	1月8,000円 1年以内	(1) 30分ごとに200円。ただし、30分未満は無料とする。 (2) 前号の規定にかかるらず、1日の最高限度額は2,000円とし、駐車時間が1日を超える場合の駐車料金は、1日を超える利用時間30分ごと

				に200円を加算する。
定期駐車券	1月16,000円	1年以内	定期駐車券	1月16,000円 1年以内
豊岡市営 城崎温泉 駅前駐車場	城崎鴻の湯駐車所	城崎木屋町駐車場	豊岡市営 江原駅東 駐車場	略
～	～	～	豊岡市営 江原駅西 駐車場	
豊岡市営 城崎温泉 駅前駐車場	城崎鴻の湯駐車所	城崎木屋町駐車場	豊岡市営 江原駅東 駐車場	1回につき200円
～	～	～	豊岡市営 江原駅西 駐車場	1回につき400円
豊岡市営 出石西の丸駐車場	普通自動車	駐車料金	普通自動車	1回につき1,200円
出石鉄砲町駐車場	中型及び大型自動車	駐車料金	中型自動車	

豊岡市営駐車場条例新旧对照表（第2条関係）

現行		改正後（案）			
別表第2（第3条、第6条、第8条、第9条、第11条の2関係）					
駐車場の 名称	入退場 時間	区分		駐車料金	摘要
		車両の 種類	料金の 種類		
豊岡市営 市役所北 駐車場	～	略	略	豊岡市営 市役所北 駐車場	豊岡市営 市役所北 駐車場
豊岡市営 豊岡駅前 駐車場	～	略	略	豊岡市営 豊岡駅前 駐車場	豊岡市営 豊岡駅前 駐車場
豊岡市営 城崎温泉 駐車場	午前7時 から午 後11時 まで	普通自 動車 30分ま で	駐車料 金 円。ただし、1時 間未満は無料と する。	普通自 動車 金	(1) 30分ごとに 100円。ただし し、30分未満 は無料とす る。
豊岡市営 湯駐車場	～	～	～	城崎鴻の 湯駐車場	(2) 前号の規定 にかかわらず 、1日の最高限 度額は2,000円 とし、駐車時 間が1日を超え
豊岡市営 城崎木屋 駐車場	～	～	～	城崎木屋 町駐車場	
豊岡市営 町駐車場	～	～	～		

第147号議案

高橋財産区管理委員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例制定
について

高橋財産区管理委員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年12月 2 日提出

豊岡市長 中 貝 宗 治

(理由)

高橋財産区管理委員の報酬を年額から日額へ変更するため。

豊岡市条例第 号

高橋財産区管理委員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

高橋財産区管理委員の報酬等に関する条例（平成21年豊岡市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条及び第3条を次のように改める。

（報酬の額）

第2条 委員の報酬（以下「報酬」という。）の額は、次の表の左欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

職名	報酬の額	
会長	日額	8,300円
委員	日額	7,500円

備考
職務に従事する時間が3時間を超えない場合においては、「8,300円」とあるのは「4,800円」と、「7,500円」とあるのは「4,400円」とする。

（報酬の支払）

第3条 報酬は、職務に従事した日数に応じ、従事した月の翌月に支給する。

第5条を削り、第6条を第5条とする。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

高橋財産区管理委員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

- (1) 高橋財産区管理委員の報酬を年額から日額へ変更すること。(第2条関係)
- (2) 報酬は、職務に従事した日数に応じ、従事した月の翌月に支給すること。(第3条関係)

2 附則

この条例は、平成29年4月1日から施行すること。

高橋財産区管理委員の報酬等に関する条例新旧対照表

	現行	改正後(案)						
(報酬の額)								
第2条 委員の報酬(以下「報酬」という。)の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。		(報酬の額) 第2条 委員の報酬(以下「報酬」という。)の額は、次の表の左欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。						
(1) 会長 年額 40,000円 (2) 委員 年額 30,000円		<table border="1"> <thead> <tr> <th>職名</th> <th>報酬の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会長</td> <td>日額 8,300円</td> </tr> <tr> <td>委員</td> <td>日額 7,500円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 職務に従事する時間が3時間を超えない場合には、「8,300円」とあるのは、「4,400円」とする。</p>	職名	報酬の額	会長	日額 8,300円	委員	日額 7,500円
職名	報酬の額							
会長	日額 8,300円							
委員	日額 7,500円							
(報酬の支払い)		(報酬の支払) 第3条 報酬は、職務に従事した日数に応じ、従事した月の翌月に支給する。						
第3条 報酬は、毎年3月に支給する。		2 報酬は、前条各号に掲げる職に就いた日の属する月から、その職を離れた日の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)まで、前条各号に規定する額を月割計算により支給する。						
		3 報酬は、前条各号に掲げる職の間に異動があつたときは、その異動の日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から新たな報酬を支給する。						
(費用弁償の特例)								
第5条 委員がその職務を行うため会議に出席したときは、費用弁償として1日につき2,000円を支給する。ただし、当該職務に従事する時間								

が3時間を超えない場合における当該費用弁償の額は、1,300円とす
る。

(委任)
第6条 略

(委任)
第5条 略